

障害者の雇用の促進等に関する法律等が改正されました

愛知労働局

法律の主要ポイント

(1) 雇用率算定にあたっての特例創設

- ① 企業グループ全体（全ての子会社）で算定（関係子会社特例）
- ② 事業協同組合等及びその組合員たる特定事業主で算定（特定事業主特例）

……………**施行年月日 平成 21 年 4 月 1 日**

いずれも、厚生労働大臣の認定（一定の要件が必要）を受けた場合は、雇用する労働者について包括的な障害者雇用率算定ができる。（現行の特例：特例子会社・関係会社特例）

(2) 短時間労働者（週の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）の雇用義務対象への追加、障害者雇用率及び実雇用率算出に算入

……………**施行年月日 平成 22 年 7 月 1 日**

したがって例年の障害者雇用状況報告等に表れるのは平成 23 年 6 月 1 日報告から。

（算入にあたってのカウント方法については下表を参照）

<カウント方法>		※ゴジック体部分が改正ポイント	
【雇用労働者】	週の所定労働時間 30 時間以上 の労働者		1 人=1 カウント
	” 20 時間以上 30 時間未満 ”		1 人=0.5 カウント
【雇用障害者】			
重度身体・重度知的	” 30 時間以上 ”		1 人=2 カウント
”	” 20 時間以上 30 時間未満 ”		1 人=1 カウント
身体・知的・精神	” 30 時間以上 ”		1 人=1 カウント
”	” 20 時間以上 30 時間未満 ”		1 人=0.5 カウント

$$\text{障害者実雇用率} = \frac{\text{常用の雇用障害者数（カウント数）} + \text{障害者である短時間労働者} \times 0.5}{\text{常用の雇用労働者数（カウント数）} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

(3) 障害者雇用納付金の納付義務等の対象範囲の拡大

- ① 雇用する労働者数が常時 201 人以上の事業主まで拡大

……………**施行年月日 平成 22 年 7 月 1 日**

なお、雇用する労働者が常時 201 人以上 300 人以下の事業主については、その障害者雇用納付金の調整基礎額*を平成 22 年 7 月から平成 27 年 6 月分まで（5 年間）は省令により 40,000 円とする。*その間、調整金の額（27,000 円）は同額。

- ② 雇用する労働者数が常時 101 人以上の事業主まで拡大

……………**施行年月日 平成 27 年 4 月 1 日**

なお、雇用する労働者が常時 101 人以上 200 人以下の事業主については、その障害者雇用納付金の調整基礎額を平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月分まで（5 年間）は省令により 40,000 円とする。*その間、調整金の額（27,000 円）は同額。

*現行の額 障害者雇用納付金調整基礎額－1 人月額 50,000 円
障害者雇用調整金単位調整額－1 人月額 27,000 円

平成 22 年 7 月から除外率が（一律 10%）引き下げられます

※平成 14 年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされています。

●除外率設定業種・除外率一覧（現行→改正後） 法施行規則「別表第四」を産業分類番号順に並び替えています。

日本標準産業 分類番号	除外率設定業種	除外率 (%)
02	林業（狩猟業を除く）	45→35
051	金属鉱業	50→40
052	石炭・亜炭鉱業	60→50
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	20→10
055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	20→10
059	その他の鉱業	20→10
06～08	建設業	30→20
163	有機化学工業製品製造業	5→0
17	石油製品・石炭製品製造業	5→0
22	鉄鋼業	30→20
23	非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業（231）を除く。）	15→5
231	非鉄金属第1次製錬・精製業	25→15
31	輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業（313）を除く。）	5→0
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	15→5
33	電気業	10→0
37	国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	15→5
42	鉄道業	40→30
43	道路旅客運送業	65→55
44	道路貨物運送業	30→20
45	水運業	20→10
46	航空輸送業	15→5
47	倉庫業	15→5
481	港湾輸送業	35→25
482	貨物輸送取扱業（集配利用輸送業を除く。）	25→15
489	その他の運輸に附帯するサービス業（通関業及び海運仲立業（4891）を除く。）	10→0
49	郵便業（信書便事業を含む。）	30→20
811	幼稚園	70→60
812	小学校	65→55
815	特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	55→45
816	高等教育機関	40→30
83	医療業	40→30
853	児童福祉事業	50→40
86	郵便局 船員等による船舶運航等の事業	10→0 90→80
9221	ビルメンテナンス業	10→0
923	警備業	35→25